

学校法人産業医科大学における公的研究費の使用に関する行動規範

平成 25 年 8 月 1 日制定

学校法人産業医科大学（以下「本学」という。）は、学術研究の信頼性と公正性を確保しつつ、本学の学術研究体制に対する社会からの信頼を担保するため、本学において、公的研究費の使用に係わるすべての者（以下「職員等」という。）の行動規範を次のとおり定める。

- 1 職員等は、本学の管理する公的研究費が国民の税金で賄われていることを認識し、適正かつ効率的に使用しなければならない。
- 2 職員等は、公的研究費の不正使用や目的外使用が国民の負託を裏切り、本学の社会的信用を失墜させる結果となることを自覚しなければならない。
- 3 職員等は、関係する法令・通知、本学諸規程、交付機関が定める使用ルール等を遵守しなければならない。
- 4 職員等は、取引業者との関係において、社会に対して疑惑や不信を招くことがないよう公正に行動しなければならない。
- 5 職員等は、研究計画に基づき、公的研究費の計画的かつ適正な使用及び効率的かつ適正な事務処理に努めなければならない。
- 6 職員等は、相互の理解と綿密な連携を図り、協力して公的研究費の不正使用の未然防止に努めなければならない。
- 7 職員等は、公的研究費における研究活動を誠実に行い、研究、調査データを厳重に取り扱うとともに、データのねつ造、改ざん、盗用等の不正行為を行わないことはもとより、それらに加担してはならない。